

## 約 款

### (総 則)

第1条 注文者と請負者は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの注文内容を履行する。

2 この注文書および、添付の御見積書、仕上げ表、お打合せシート等に基づいて、請負者は工事を完成し、注文者と請負者は注文内容の目的物を確認するものとし、注文者は、その請負代金の支払を完了する。

### (着 工)

第2条 注文者は、TGクレジットLiving・ローンの適用を受ける場合は同Living・ローン契約締結後に、その他工事に必要な諸手続を要する場合は当該手続完了後に工事を着手する。

### (打合せどおりの工事が困難な場合)

第3条 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打合せどおりの施工が不可能、もしくは不適切な場合は、注文者と請負者が協議して、実情に適するように内容を変更する。

2 前項において、工期、請負代金を変更する必要があるときは、注文者と請負者が協議の上これを定める。

### (完了確認)

第4条 工事を終了したときは、注文者と請負者は両者立会いのもと契約の目的物を確認し、確認後、請負者は注文者に「お引渡確認書」を発行する。

2 前項の確認の際に目的物に未完了の部分や不具合が発見された場合には、請負者は注文者と協議の上、遅滞なく追加工事・補修・改造等、適宜の措置を講じるものとする。これらの措置が終了したときは、注文者と請負者は前項に従い、目的物の確認と「お引渡確認書」の発行を行なう。

### (引 渡)

第5条 契約の目的物の引渡は、請負者から注文者に「お引渡確認書」が発行されたときとする。

### (代金の支払)

第6条 注文者は契約書記載の期日までに請負者が指定する方法にて請負代金を支払わなければならない。

### (所有権の移転)

第7条 契約の目的物の所有権は、注文者が請負代金の全額の支払をなしたときに請負者から注文者に移転する。

### (不可抗力による損害)

第8条 天災その他自然的または人為的な事象であって、注文者・請負者いずれにもその責を帰することのできない事由（以下「不可抗力」という）によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器（有償支給材料を含む）または工事事用機器について損害が生じたときは、請負者は、事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。

2 前項の損害について、注文者・請負者が協議して重大なものと認め、かつ、請負者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、注文者がこれを負担する。

3 火災保険・建築工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の注文者の負担額から控除する。

4 前3項の規定にかかわらず、引渡後に不可抗力によって契約の目的物に生じた損害については、注文者がこれを負担する。

### (瑕疵担保責任)

第9条 請負者は注文者に対し、契約の目的物について、引渡の日から1年間の瑕疵担保責任を負う。ここで瑕疵とは、引渡時点で、通常有しているはずの性能・品質がかけている場合をいう。ただし、次の各号の一に該当する場合には、請負者は瑕疵担保責任を負わない。

① 地震・風水害・異常気象等の自然現象が原因である場合

② 公害、その他第三者の故意または過失が原因である場合

③ 注文者が本契約締結時には知らなかった工事場所の構造・地盤・地質・周辺環境等が原因である場合

④ 不注意・不適切な目的物の管理・使用が原因である場合

⑤ 磨耗・汚れ・褪色・変色・ちぢみ等の材料の自然特性または経年変化が原因であって、引渡時点において通常有している性能・品質を欠いていたとはいえない場合

⑥ 工事の目的物の性質・構造等に本来的に付随する現象であって、通常使用する上では支障がないと認められる場合

⑦ 注文者の支給材料・支給機器・貸与品が原因である場合

⑧ その他引渡後の行為（増改築等）が原因である場合

### (工事の変更・工期の変更)

第10条 注文者は、必要によって工事の追加または変更をすることができる。

2 前項により、代金の変更または工期の変更が必要な場合には、注文者と請負者が協議をしこれを定める。また、かかる追加・変更により請負者に損害が生じる場合は、請負者は注文者に対してその補償を求めることができる。

3 請負者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示し、工期の延長を求めることができる。延長日数は、注文者と請負者が協議の上決定する。

### (工事の中止)

第11条 注文者は、次の各号の一にあたる場合には工事の中止をさせることができる。

- ① 請負者が正当な理由なく着工すべき日までに工事に着工しない場合
  - ② 請負者が正当な理由なく完成予定日までに工事を完了する見込みがない場合
  - ③ 請負者がこの契約に違反し、速やかに違反状態を是正しない場合
  - ④ 請負者が差押、仮差押、仮処分等を受け、または請負者について破産等の申し立てがあった場合
  - ⑤ この契約において協議すべき事項について、誠実に協議をしたにもかかわらずこれが整わなかった場合
- 2 前項の規定にかかわらず、注文者は請負者に代金の全額および請負者に発生する損害の全額を支払うことにより、いつでも工事を中止させることができる。
- 3 請負者は、次の各号の一にあたる場合には工事の中止をすることができる。
- ① 注文者が代金の全部または一部の支払をしない場合
  - ② 注文者がこの契約に違反し、速やかに違反状態を是正しない場合
  - ③ 注文者が差押、仮差押、仮処分等を受け、または注文者について破産等の申し立てがあった場合
  - ④ 前号のほか、注文者が代金を支払うことが困難であると合理的に認められる事情がある場合（ただし、注文者が十分な資力があることを証明した場合、または相応の担保の提供をした場合を除く）
  - ⑤ この契約において協議すべき事項について、誠実に協議をしたにもかかわらずこれが整わなかった場合

(解 除)

- 第12条 注文者は、前条第1項の各号に該当する事由が生じた場合には、何ら催告することなく、直ちにこの契約を解除することができる。この場合に、注文者に損害が発生している場合には、注文者は請負者に対し損害の賠償を求めることができる。
- 2 請負者は、前条第3項の各号に該当する事由が生じた場合には、何ら催告することなく、直ちにこの契約を解除することができる。この場合に、請負者に損害が発生している場合には、請負者は注文者に対し損害の賠償を求めることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、前条第1項第5号および前条第3項第5号により解除をする場合には、もっぱら相手方の責に帰すべき事由による場合を除き、相手方に対し損害賠償を求められない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、注文者および請負者は、次の各号に該当する事由が生じた場合には、何ら催告することなく、直ちにこの契約を解除することができる。ただし、この場合には、相手方に対し損害賠償の請求をすることはできない。
- ① この契約において協議すべき事項につき1ヶ月以上協議が整わない場合
  - ② 建築確認等の必要な許認可を受けることができなかった場合
  - ③ ローン契約を締結できなかった場合

(遅延損害金)

- 第13条 請負者の責に帰する理由により、契約期間内に契約の工事が完了しないときは、注文者は遅滞日数1日につき、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。
- 2 注文者が請負代金の支払いを完了しないときは、請負者は遅滞日数1日につき、支払い遅滞額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

(補 則)

- 第14条 この注文書に定めのない事項については、必要に応じて注文者と請負者が誠意を持って協議の上定める。

**(特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書)**

ご注文いただきますリフォーム工事またはインテリア商品等販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この説明書・約款を充分お読み下さい。

- ① 「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様（注文者）は文書をもってご注文の解除（クーリングオフと呼びます）ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生じるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。

※お客様（注文者）がリフォーム工事建物やインテリア商品等を営業用に利用する場合や、お客様（注文者）からのご請求によりご自宅でお申込みを行った場合等。

- ② 上記期間内にご注文の解除（クーリングオフ）があった場合。
  - ア) 請負者はご注文の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。
  - イ) 既に商品の引渡しが行われているときは、その商品の引取りに要する費用は請負者の負担とします。
  - ウ) ご注文解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。
  - エ) 役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様（注文者）は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。
  - オ) 既に役務が提供されたときにおいても、請負者は、お客様（注文者）に提供した役務の対価、その他の金銭の支払を請求することはありません。
- ③ 上記クーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様（注文者）が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、請負者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。

この契約を通じて請負者が取得した注文者の個人情報（氏名、住所、電話番号等）は、この契約の目的であるリフォーム工事または請負人の行うイベントや新商品等のご案内にのみ利用させていただき、その他の目的には利用いたしません。